



# 教育分野等との連携による バリアフリー情報の整備・更新に向けた取組

---

令和2年10月

政策統括官付

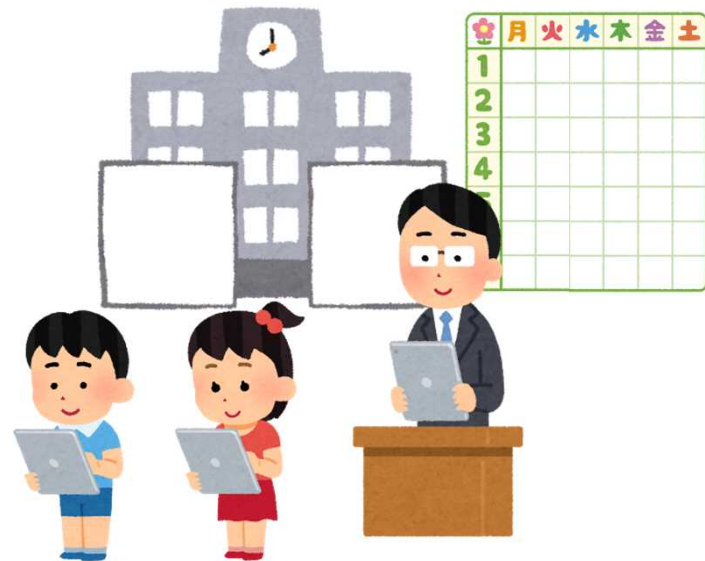


# 昨年度の学校教育との連携の実施内容

- 継続的なデータの収集に向けて、教育分野との連携を検討
- 昨年度は小学生を対象とした親子参加型のバリアフリー情報収集するイベントを開催、その後の教育委員会へのヒアリングもふまえ、取り組みの継続可能性等について検証

## 学校教育での継続モデル（想定）

### バリアフリー情報の収集・更新を 授業で継続的に実施するモデル



- 総合的な学習（心のバリアフリー教育）や情報教育の時間等に学区内のバリアフリー情報収集を実施
- 小学校のカリキュラムとして組み入れることで、毎年の学区内のバリア情報の更新が可能

## 昨年度実施内容

### ① 教育分野との連携実証 （親子参加型情報収集イベント）



バリアフリーについて理解できた

子供達のためになるので、このような取組を続けてほしい

### ② 自治体ヒアリング



教育的効果もあるし、継続したい。

イベント実施内容の  
教育的効果

取り組み内容の  
継続可能性



- アンケート結果からバリアフリー情報収集イベントの「心のバリアフリー」に関する教育的効果が確認された。また、ヒアリングを行った教育委員会からは好意的な評価が得られた。
- 一方で、授業での採用・実施につなげるには、情報通信環境や人的リソース等の課題もあり、学校教育においてコロナ禍でも受容可能なバリアフリー調査のあり方について今後検討を進める。

検討内容	考慮すべき観点	
学校教育で受容可能なバリアフリー調査のあり方	情報通信環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信端末・通信環境</li> <li>・投稿ツールの学校教育での利用しやすさ</li> </ul>
	人的リソース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学外での収集時、付き添いの人員確保</li> <li>・当事者の協力者確保（※当事者参加で実施の場合）</li> </ul>
	授業との親和性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習過程にあった実施内容</li> <li>・授業時間内で実施可能な授業の構成</li> <li>・コロナ禍での実施にあたり留意すべき点</li> </ul>
教員への効果的な普及方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員の授業に関する情報の取得経路、認知経路</li> <li>・ データの公開に関する意識</li> <li>・ 授業内容決定のプロセス</li> </ul>	



➤ 学校の教員へのヒアリングを通じて、学校教育で実施可能なバリアフリー調査のあり方、効果的な普及方法を検証

○ 昨年度の実証での教育プログラムの成果を踏まえ、各学校等の状況に応じた実施内容の工夫やプログラムの簡略化により負担を軽減することで、教育分野と連携した多様な取組が展開可能ではないか

## 昨年度の実証プログラム実施内容

心のバリアフリーに関する講話  
+  
ICTに関する講話



車いす体験  
+  
バリアフリー情報収集



## 授業で受容可能とするための工夫（想定）

想定される課題

実施可能とする工夫など

人的リソース

校外での情報収集時に付き添う人員やコロナ禍での安全性確保が困難

- 最初は校内のバリアフリー情報収集から始める
- 付き添いが不要な中学生以上等を対象に実施する

情報通信環境

屋外で使用可能な情報端末や通信環境が準備出来ない

- 紙の地図にバリアフリー情報を書き留め、学校に戻ってから校内の情報端末で情報を入力する

授業との親和性

講話～車いす体験～バリアフリー情報収集まで、全てを授業で実施する時間がない

- 実施可能な範囲でプログラムの一部を組み合わせる

【例】心のバリアフリーの講話とバリアフリー情報収集のみ実施等

- 歩行者移動支援サービスは、高齢者施設での外出レクや介護・リハビリ専門職の介助支援等にも活用可能であることから、これらの施設との親和性が高いのではないかと。
- さらなるデータ整備に向けて、教育連携以外に高齢者施設、リハビリテーション施設との連携に関しても今後検討を進める。

## 高齢者施設での歩行者移動支援サービス活用（例）



## 介護・リハビリ専門職のバリアフリー調査（例）



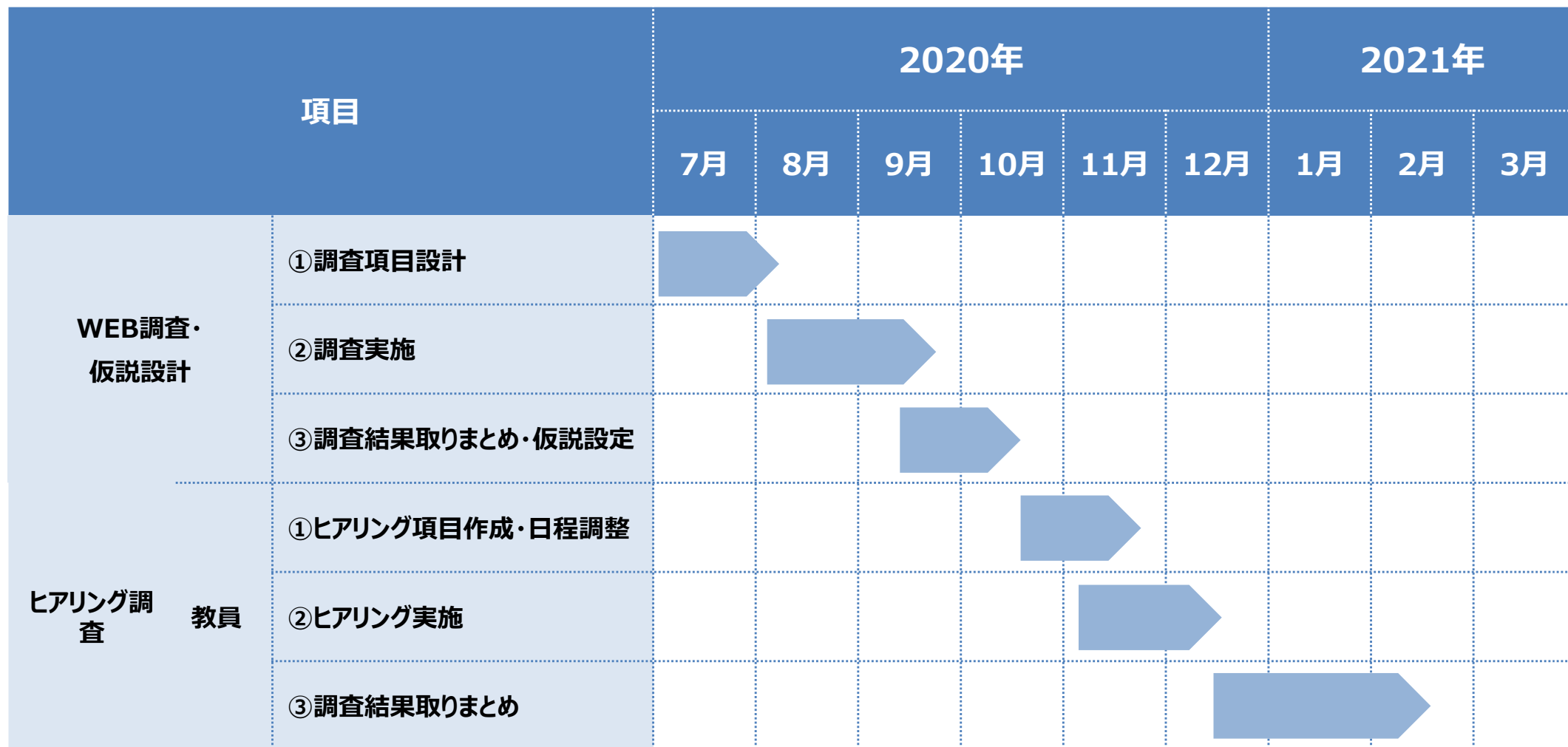
データをオープン化

- 高齢者施設周辺の散歩道の安全確認や、外出のレクレーション先の選定等にバリアフリー情報を活用
- 歩行者移動支援サービスを利用しながら、訪れた場所トイレ等のバリアフリー情報を投稿

- リハビリや介護を学ぶ学生などにバリアフリー調査のプログラムを実施してもらい、車いすの介助技術を学びながらデータを整備



○ Web調査は9月中頃までに実施し、教育機関等で受容可能なバリアフリー調査の仮説を検討する。その後、ヒアリングを12月までに実施し、取りまとめを行う。





- 新学習指導要領における「心のバリアフリー」等に関する内容の記載や、バリアフリー法の改正案で学校教育と連携した「心のバリアフリー」を推進する内容が盛り込まれるなど、バリアフリーと学校教育とを取り巻く環境は過渡期を迎えている。
- こうした外部環境の変化も踏まえて、今後も教育分野との連携方法について継続して検討

## 新学習指導要領

- ・ 新学習指導要領（小学校：2020年度～、中学校：2021年度～）では、心のバリアフリーやICTなどバリアフリー情報収集に親和性のある内容を記載

### 【小学校】（第5章 総合的な学習の時間 第3の2）

(9) 情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、**情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたり**するなどの学習活動が行われるようにすること。

### 【中学校】（第5章 総合的な学習の時間 第3の2）

(3) 探究的な学習の過程においては、コンピュータや**情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信する**などの学習活動が行われるよう工夫すること。

### 【小学校・中学校 共通】（第6章 特別活動 第3の2）

(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、**幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話**、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、**協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。**

（小学校・中学校 学習指導要領（平成29年告示）より）

## バリアフリーに関する法改正の動き

- ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が**改正（令和2年5月20日）**
- ・ 心のバリアフリーの推進について、「学校教育との連携」に関する事項を追加

## 三 教育啓発特定事業の創設

- 1 この法律において「教育啓発特定事業」とは、市町村等が実施する次に掲げる事業をいうものとする。

○移動等円滑化の促進に**児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育**

- 2 基本構想に教育啓発特定事業が位置付けられた場合には、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して「教育啓発特定事業計画」を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案・法案の概要より）



- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン※)の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加  
※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの(具体の事業の位置づけは不要)
- 市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加
- 「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助(※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

## 基本構想制度について

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を市町村が作成。

基本構想には、ハード整備に関する事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業)を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

## 現在の特定事業(例)

### 公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等



### 道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止め舗装等



### 建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等



### 交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等



## 教育啓発特定事業(例)

- ・学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施 等



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験



当事者講師によるセミナー

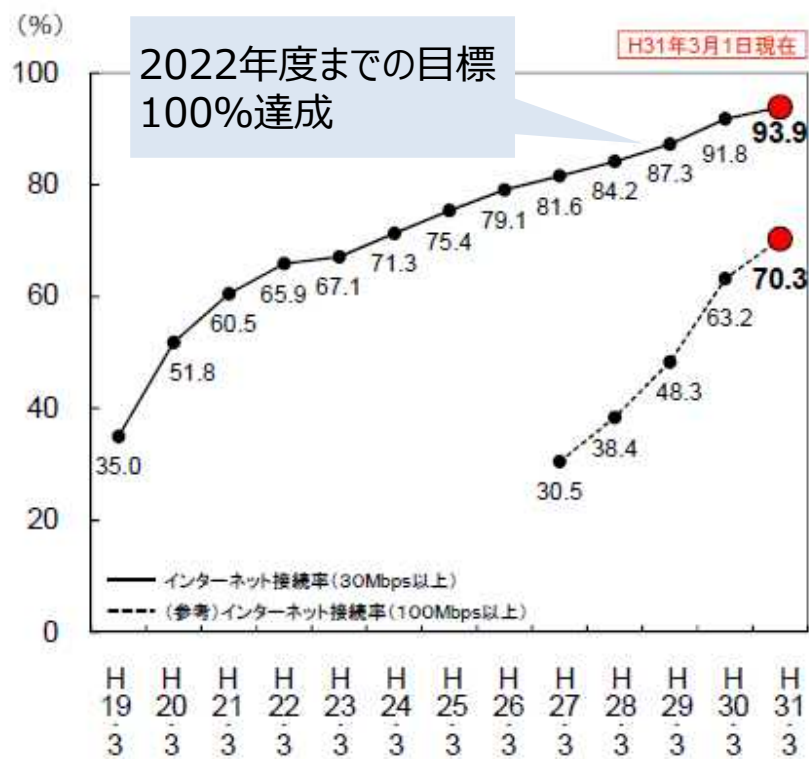




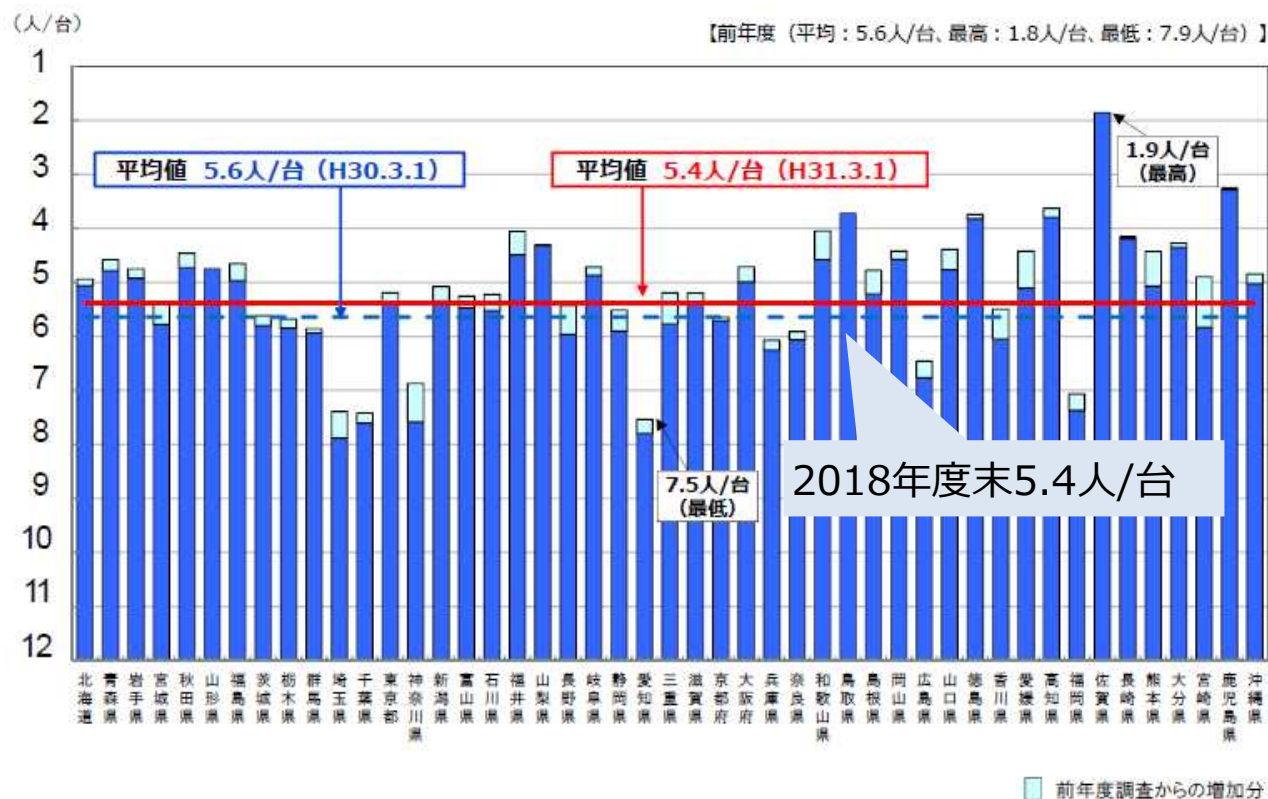
# (参考)学校での情報端末等整備状況

○ 公立の小・中・高等学校では、生徒が学校内でインターネットを利用できる環境が整いつつある。一方PC等情報端末の整備状況は、全国平均で生徒5.4人に1台である。地域差が大きく、最低は7.5人に1台と授業中に生徒が作業するのに十分ではない地域も想定される。

## インターネット接続可能な学校の割合



## 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数



出所：文部科学省「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」令和元年12月



# (参考)学校での情報端末等整備状況

- 文科省ではICT環境の整備計画の達成に向け、教育用コンピュータやネットワーク環境の整備を進めており、2022年度まで生徒3人あたり1台の情報端末を整備することとしてきた。
- コロナの影響により、当初目標を超えて、児童生徒1人1台の端末を整備するための補正予算を講じており、バリアフリー調査にも必要とされる学校のICT環境整備が加速することが期待される。

## これまでの教育のICT化施策

文部科学省「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）の達成状況

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	5.4人/台	(5.6人/台)	(目標：3クラスに1クラス分程度)
②普通教室の無線LAN整備率	40.7%	(34.5%)	(目標：100%)
普通教室の校内LAN整備率	89.6%	(90.2%)	(目標：100%)
③インターネット接続率（30Mbps以上）	93.4%	(91.8%)	(目標：100%)
インターネット接続率（100Mbps以上）	69.1%	(63.2%)	
④普通教室の大型提示装置整備率	51.2%		(目標：100% (1学級当たり1台))

→引き続き、単年度1,805億円の地方財政措置を講じる

出所：文部科学省「学校ICT環境の整備」令和元年11月1日

## コロナの影響による補正予算措置

### 「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業

- 地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台端末）を超えて、児童生徒1人1台端末を整備するための経費を国が補助。
- 高速大容量の通信ネットワークを前提とした、端末1台あたり4.5万円の補助金を交付。

出所：文部科学省「令和2年度補正予算概要説明」令和2年5月11日

コロナ対策の影響で、バリアフリー調査にも不可欠な学校のICT化が加速化

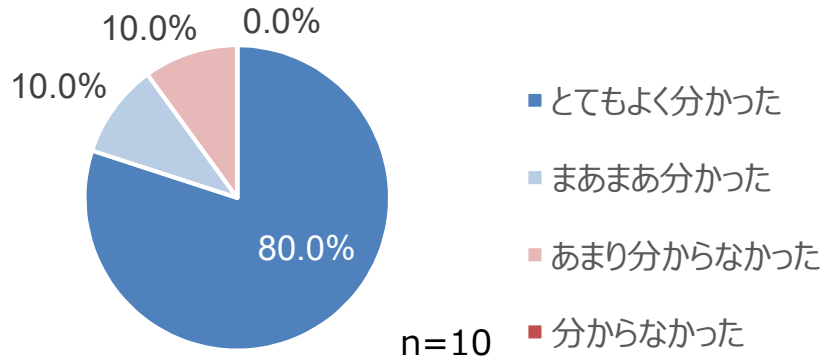


○ バリアフリー情報収集プログラムでは、小学生でもアプリの使い方を理解して、自分で投稿を体験することができた。心のバリアフリーやICTが社会で役に立つこと等への理解度も高く、バリアフリー情報収集プログラムが、心のバリアフリー教育、ICT教育に効果があることを確認できた。

## 教育効果 (内容の理解度)

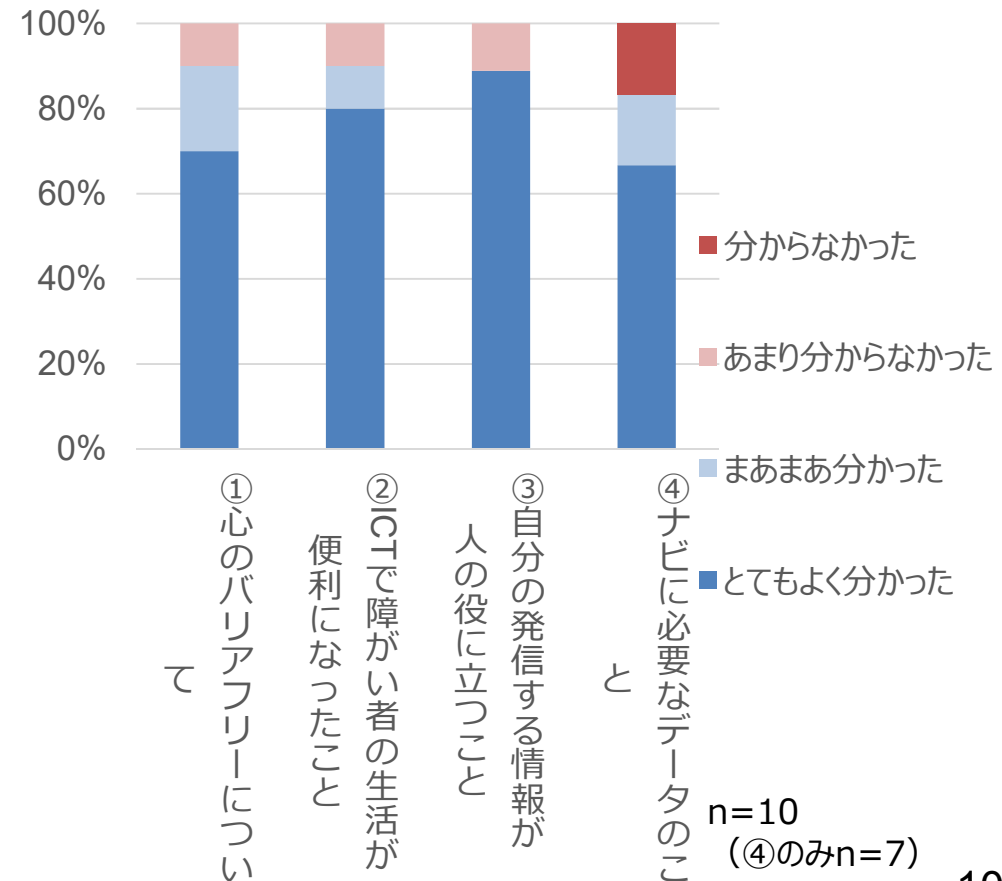
### 【小学生】

Q. アプリの使い方を理解することができましたか。



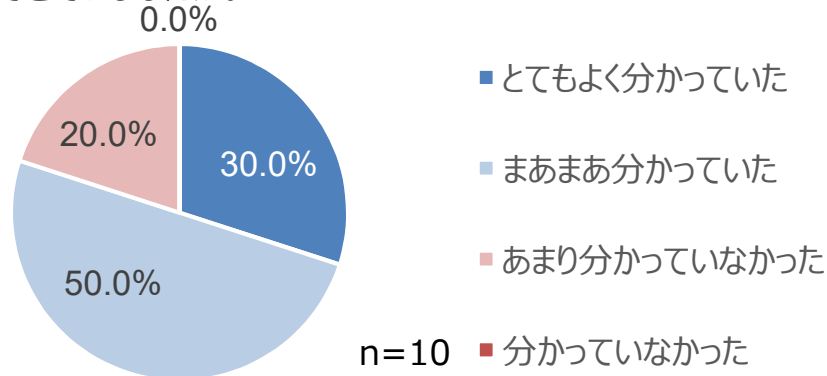
### 【小学生】

Q. イベントを通じて、次の内容を理解できましたか。



### 【保護者】

Q. お子さんはアプリの使い方を理解することができていましたか。

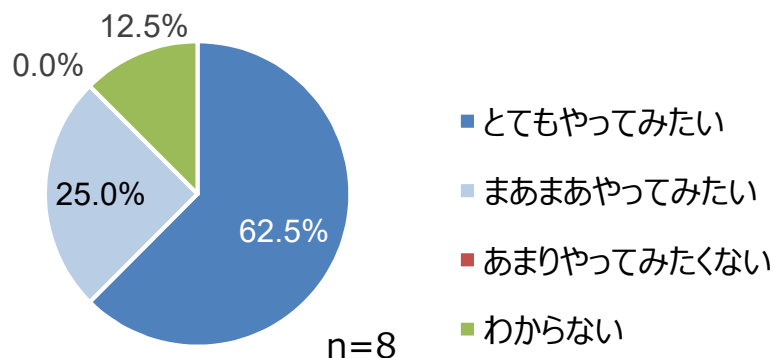


○ 小学生・保護者ともにバリアフリー情報収集プログラムを授業でも実施してほしいという意向は高い。また、参加した小学生からは、「参加してみたら楽しかった」「困っている車いすの人に声をかけようと思った」等の意見があった。

## 授業での取り入れ意向

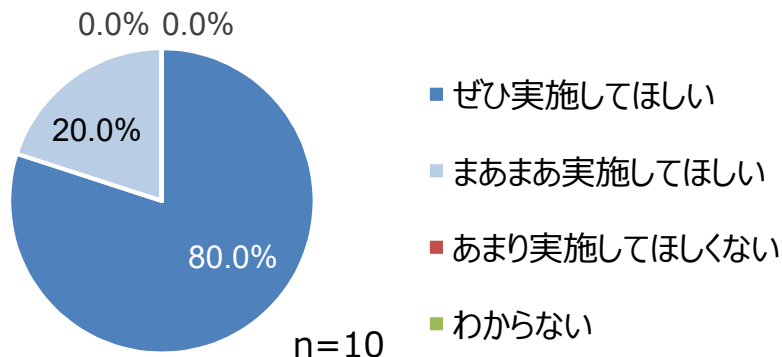
### 【小学生】

Q. 今日と同じようなバリアフリーに関する内容を学校の授業でもやってみたいですか。



### 【保護者】

Q. バリアフリー情報を収集する内容をお子さんの学校の授業で実施してほしいと思いますか。



## 当日の様子



街歩きの様子



心のバリアフリーに関する講話



振り返り

### (振り返り時の小学生のコメント)

- ・親に言われて参加したけど、参加してみたら楽しかった
- ・困っている車いすの人を見つけたら、声をかけようと思った



学校授業で実施・データ公開を行うまでのプロセス

	現状	課題	課題解決の方向性 (案)
① 授業内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業内容は、教育委員会は関与・指導せず学校毎に決定</li> <li>検討時期は概ね前年度末頃(12月～2月頃)</li> <li>バリアフリー教育は4年生での実施が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業で採用されるためには、各学校・教員へ直接取組の効果等を伝えることが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員へのプロモーションを実施し、授業への導入を促す                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 例1：教育センターでの研修や教員同士の研究会などの教員が集まる場を通じたプログラム紹介</li> <li>➢ 例2：モデル校での試行的な取組を経て周囲の学校へプログラムを展開</li> </ul> </li> </ul>
② 授業準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のバリアフリー教育は、殆どコストをかけずに実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自治体の設備(車いすなど)を無償で借りることが多い</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集に利用する情報端末および校外で使用する際のネットワーク環境等の準備が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集に活用可能な情報端末は学校単位で普及が進んでいる途上である</li> <li>ネットワーク環境は、市内Wi-Fiの活用やルーターの貸出などで対応することが想定</li> </ul>
③ 授業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす体験など児童の管理負荷が大きい内容は校内で実施</li> <li>校外学習は教員や学校スタッフなど大人が引率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす体験と収集体験を同時に行うと、児童が車いすに熱中し危険</li> <li>校外に出て活動する場合、引率の大人が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす体験と収集体験を別日程で実施する(車いす体験の授業の後に、収集体験を行う)</li> <li>PTA等に協力してもらい、街歩き時の付き添いの人員を確保する</li> </ul>
④ 収集データ公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校で収集したデータをオープンデータとして公開した実績はなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのように収集したデータを公開するか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体データ公開ルールに沿って、小学校で収集したデータを、教育委員会やオープンデータ担当部署などの自治体内部署と連携し、公開する</li> </ul>



## <学校授業以外での実施可能性>

項目	現状	課題	課題解決の方向性（案）
学内の活動（部活動や委員会）で実施・継続することができるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリング先ではボランティア部などでの類似の取組はなし</li> <li>自治体が普段から関りがある学校がイベント参加（高校の生徒会）した実績はある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校単位での個別のアプローチが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別に学校を当たって普及させることはコスト・時間的にも困難であると想定</li> <li>複数の教員へのプロモーションの場（研修や研究会）があることや、学習指導要領に沿った取組であるなど、学校授業の方が検討・普及を進めやすいものと想定</li> </ul>
学外イベント（自治体主催イベントなど）で実施・継続することができるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会が主催でイベントを実施する機会はなし</li> <li>自治体イベントへの協力は今回の実証と同様の範囲であれば可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主催する自治体内部署の確保が必要</li> <li>任意参加としての声かけであるため動員確保は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリーマップ、観光マップ等、自治体の地図情報の整備担当部署と連携し、実施主体を確保</li> <li>夏休みの自由研究イベント等、参加しやすい時期・内容で実施し、集客を増やす工夫を行う</li> </ul>

## <集めたデータの公開>

項目	現状	課題	課題解決の方向性（案）
集めたデータを公開するためにはどうすればよいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には公開するデータを所管する部署の判断（決裁）で公開することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の授業で集めたデータは、教員から提供してもらう必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員へのプロモーション時に、収集したデータの提供および活用について説明し、その必要性を理解してもらう</li> </ul>